

基山町農業委員会会議録

令和4年4月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第12号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	5件
報告第10号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
報告第11号	農地法第5条第1第7項の規定による届出受理報告	1件
その他(1)	特定農地貸付けの承認申請	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時45分

令和4年4月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和4年第4回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、9番委員と10番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第12号 農業経営基盤強化促進法の規定による申出がありましたので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号1番朗読

この件につきましては、相手方の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は8年8か月です。場所は、第7区西長野集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

手広く農業をされていますので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第12号1番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第12号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第12号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第12号2番朗読

この件につきましては、相手方の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第6区丸隈集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8 番委員

圃場には大豆を栽培されます。問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 1 2 号 2 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 1 2 号 2 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 1 2 号 3 番から 5 番については再設定ですので朗読は省略します。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 2 号議案 3 番から 5 番朗読省略

3 番につきましては、任期満了に伴い貸借権を再設定するものです。期間は 5 年です。賃借料は 1 筆当たり水稻 60kg です。場所は、第 2 区麦尾集落付近にある圃場です。

4 番につきましては、任期満了に伴い使用貸借権を再設定するものです。期間は 3 年です。場所は、第 4 区藤川集落付近にある圃場です。

5 番につきましては、任期満了に伴い使用貸借権を再設定するものです。期間は 2 年です。場所は、若基小学校南側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

各担当地区委員

任期満了に伴う再設定ですが借受人はそれぞれ農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われる。

議 長

意見はありませんか。ないようでしたら議案第 1 2 号 3 番から 5 番について

計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第12号3番から5番について、全員一致で決定します。

次に、報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出があったので受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第10号1番朗読

この件につきましては、申請人の相続による農地を取得するものです。令和4年3月22日付けで受理通知書を交付しております。場所は、基山町役場西側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。ないようでしたら報告第10号について受理したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

報告第10号について、全員一致で認定します。

次に、報告第11号について農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第11号

この件につきましては、申請人の市街化区域にある農地を宅地分譲にするものです。令和4年3月22日付けで受理通知書を送付しております。場所は、第3区寿町集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第11号を終わります。次に、その他（1）

特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付の申請があったので承認を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（1）

地方公共団体及び農業協同組合以外の農地を所有していない者が市民農園を開設する場合、特定農地貸付法に基づき、適正な農地利用を確保する方法等を定めた貸付協定を市町村、農地中間管理機構と締結することが必要です。

今回、申請人が中間管理機構と賃貸借権を結んでいる農地の期間満了を機に、申請人と町で協定を結び、農地所有者と市民農園開設者が新たに契約をすなわすものです。場所は、第12区玉虫集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。
意見がないようですので、その他（1）を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和4年4月1日

署名人

議 長

委 員

委 員